4．研修語　本年度の在外における研修語は、おおむね次の外国語のうちから選ばれる。
　英語、フランス語、ロシア語、中国語、朝鮮語、アラビア語、ドイツ語、スペイン語、カンボジア語、インドネシア語、ラオス語、イタリア語、ポルトガル語、ペルシャ語、ポーランド語
5．給与　この試験に合格し、採用された者は「一般職の職員の給与に関する法律」の適用を受け、採用当初は原則として行政職俸給表㈠１級25号俸（俸給月額172,200円）の俸給が支給されるほか、同法の定めによる諸手当が支給される。
　なお、在外研修中又は在外公館に勤務する場合には、俸給等のほか「在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律」に基づく研修員手当又は在勤基本手当等の諸手当が支給される。
6．受験資格　次に掲げる者とする。
⑴　昭和57年４月２日から平成３年４月１日までに生まれた者
⑵　平成３年４月２日以降に生まれた者で
㈠　平成24年３月までに短期大学又は高等専門学校を卒業する見込みの者
㈡　人事院が㈠に掲げる者と同等の資格があると認める者
　ただし、日本の国籍を有しない者若しくは外国の国籍を有する者又は国家公務員法第38条の規定により国家公務員となることができない者は、受験することができない。
7．第１次試験
⑴　試験種目
㈠　教養試験（多枝選択式）
㈡　専門試験（記述式）　試験科目は次のとおりとする。
　憲法、国際法、経済学
㈢　外国語試験（記述式）　試験科目は次のとおりとする。
　外国語和訳、和文外国語訳
　受験語は、英語・フランス語・ドイツ語・ロシア語・スペイン語・ポルトガル語・イタリア語・オランダ語・アラビア語・ペルシャ語・ウルドゥ語・ヒンディー語・ミャンマー語・タイ語・ベトナム語・インドネシア語・中国語及び朝鮮語のうち、受験者のあらかじめ選択する１ヵ国語。
㈣　論文試験　時事論文
⑵　試験の実施日　平成23年６月18日（土）及び６月19日（日）の２日間。
⑶　試験地　東京都、京都市
⑷　第１次試験合格者発表　平成23年７月20日（水）に、合格者の試験地及び受験番号を外務省ホームページに掲載し、外務省東口玄関掲示板及び外務省大阪分室（大阪府庁本館３階外務省大阪分室事務所前）に掲示して発表する。
　なお、合格者には書面で通知する。
8．第２次試験
⑴　試験種目
㈠　外国語試験（面接）　試験科目は次のとおりとする。
　外国語会話（第１次試験で受験した外国語）
㈡　人物試験　個別面接及び集団討論によって行う。
㈢　身体検査
⑵　試験の実施日　平成23年７月28日（木）から８月５日（金）まで
⑶　試験地　東京都
9．最終合格者発表　平成23年８月31日（水）に、合格者の第２次試験受験番号を外務省東口玄関掲示板及び外務省大阪分室（大阪府庁本館３階外務省大阪分室事務所前）に掲示して発表する。
　なお、第２次試験受験者全員に、合格又は不合格の旨を書面で通知する。
10．採用候補者名簿及び採用方法　最終合格者名を外務省専門職員採用候補者名簿に記載し、平成24年４月に外務事務官として外務省に採用する。
11．受験手続
⑴　受験申込用紙の交付　受験申込用紙は、外務省人事課採用班（下記⑶参照）において交付する。
⑵　受験の申込み
㈠　受験希望者は、受験申込用紙に所要事項を記入し、本人の写真１枚を貼り、受験申込先に提出のこと。
㈡　申し込みが受理された後は、試験地及び受験外国語の変更は認めない。
⑶　受験申込先　（郵便番号100－8919）　東京都千代田区霞が関二丁目２番１号　外務省人事課採用班
⑷　申込受付期間　平成23年４月４日（月）から４月20日（水）まで。
　郵送（簡易書留）による申し込みで、４月20日（水）までの日本国内又は海外発送地における通信日付印のあるものに限り受け付ける。
12．その他
⑴　受験手続その他受験に関する問い合わせは、上記11．⑶の外務省人事課採用班に行うこと。
⑵　受験申込用紙の請求、受験の申し込み、受験に関する問い合わせ等を郵便によって行う場合には、郵便切手（長形３号の封筒を使用する場合90円）を貼った返信用封筒（あて先及び郵便番号明記のもの）を必ず同封すること。
⑶　試験の詳細については、試験案内を参照すること。（上記11．⑶の申込先にて交付）
　平成23年度外務省専門職員採用試験委員

一般教養	下川眞樹太	外務省大臣官房人事課長
	小林　正雄	外務省大臣官房調査官
	小川　正史	外務省大臣官房人事企画官
	金井　正彰	外務省大臣官房人事課首席事務官
憲　法	米澤　広一	大阪市立大学教授
	山元　　一	慶応義塾大学教授
国際法	淺田　正彦	京都大学教授
	柳原　正治	九州大学教授
経済学	藤田　誠一	神戸大学教授
	武田　　巧	明治大学准教授
時事論文	小林　正雄	外務省大臣官房調査官
	小川　正史	外務省大臣官房人事企画官

航空従事者技能証明等に関する試験の施行

　航空法施行規則（昭和27年運輸省令第56号）第45条第１項の規定に基づき、航空従事者技能証明等に係る試験の施行について、次のとおり公示する。
　平成23年４月１日
　　国土交通大臣　大畠　章宏
1　学科試験を行う航空従事者技能証明等
一　定期運送用操縦士の資格に係る技能証明であつて、外国政府の授与した航空業務の技能に係る資格証書を有する者で、試験の免除を受けようとするもの
二　事業用操縦士（飛行機及び回転翼航空機に限る。）の資格に係る技能証明
三　計器飛行証明
四　航空英語能力証明
2　学科試験の期日及び場所　平成23年５月22日（日）東京都、大阪市
3　申請書の受付期間　平成23年４月18日（月）から平成23年４月22日（金）までに次項第一号又は第二号に掲げる提出先へ持参又は書留便により郵送するものとし、郵送する場合にあっては、同日までの日本の消印のあるものを有効とする。
4　申請書の提出先
一　東京都において学科試験を受験しようとする者は、東京都千代田区九段南１丁目１番15号（郵便番号102－0074）九段第二合同庁舎内、東京航空局保安部運用課検査乗員係へ提出すること。
二　大阪市において学科試験を受験しようとする者は、大阪府大阪市中央区大手前４丁目１番76号（郵便番号540－8559）大阪合同庁舎第四号館内、大阪航空局保安部運用課検査乗員係へ提出すること。
三　申請書の提出後、住居の移転等やむを得ない理由により受験地を変更しようとする者は、申請書を提出した当該地方航空局へ受験地変更願いを平成23年４月26日（火）までに提出すること。
5　学科試験受験手数料
一　第１項第一号から第三号に掲げる技能証明等に係る学科試験を受験しようとする者は、5,600円の収入印紙を納付書に貼付し、納付すること。
二　第１項第四号に掲げる航空英語能力証明に係る学科試験を受験しようとする者は、22,600円の収入印紙を納付書に貼付し、納付すること。
6　英語による学科試験は東京都において、以下の資格及び科目について実施する。
一　定期運送用操縦士（法規）
二　計器飛行証明（計器飛行一般）
7　学科試験の詳細については、受験票送付の際に通知する。
8　実地試験の期日、場所その他必要な事項については、学科試験合格者に対し別途通知する。